

奈良県補助金等交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第十四号

奈良県補助金等交付規則の一部を改正する規則

奈良県補助金等交付規則（平成八年六月奈良県規則第八号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 知事は、補助金等の交付の申請をした者が次の各号のいずれかに掲げる者であるときは、補助金等の交付の決定をしないことができる。

一 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。次号において「法」という。）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

二 暴力団員（法第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

三 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

第十五条中「使用をし」の下に、「第四条第二項各号に掲げる者に該当することが判明し」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十三年七月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の奈良県補助金等交付規則第四条及び第十五条の規定は、この規則の施行の日以後にされる補助金等の交付の申請について適用し、同日前にされた補助金等の交付の申請については、なお従前の例による。